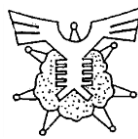


10月の帰宅時刻は

**4:30**です!!

**10月の月目標は、「学校の物を大切にしよう」です。**

# みぞのっ子



第8号  
苫小牧市立美園小学校  
生徒指導部だより  
R4. 9. 30

## いじめ悩みアンケート・教育相談

今年度2度目のいじめ悩みアンケートを実施します。今回は、全学年学級が教室で実施します。実施後、質問紙をもとに、子どもたちの実態をさらに把握し、いじめや個人の悩みを早期に発見し指導する資料とします。あわせて教育相談を行います。いじめ悩みアンケートの内容及び、普段の学習の様子や生活の様子など、個人教育相談を実施します。

【実施日】10月3日(月)

【実施方法】各教室で行う。一度集約してから、生徒指導部や校長、教頭、教務主任が目を通し、その後各担任と教育相談を行います。

【教育相談】10月4日(火)～11日(火)

※日程については、各担任から通信でお知らせします。

※教育相談日は、相談児童以外は早めの下校で、15時まで家庭学習となります。

大事なのは、「いじめ0」ではなく「見逃し0」と考えています。裏面に児童用アンケート用紙と対応について載せました。アンケートの前に、ご家庭で学校生活や友達関係について、どんな様子なのか、お子さんと話をしておくことでアンケートがより有効活用できると思います。ご協力よろしくお願い致します。

## 自殺予防教育の下地としての「ほっと」

道教委は、「児童生徒理解」の充実を図るため、児童生徒のコミュニケーションスキルを測定する「子ども理解支援ツール『ほっと』」を、北海道医療大学と共同して開発し、普及に努めています。「ほっと」とは、コミュニケーションスキルや日常生活等への満足度、精神的な安定度など、児童生徒をより深く理解するために必要な情報を計画的、総合的に測定することができるツールです。

いじめや不登校等の諸課題の対応では、児童生徒が、自分の思いや考えを適切に表現したり、思いやりの心をもって他者とかかわったりするなど、よりよい人間関係を築く力を高めていくことが大切です。

本校では、自殺予防教育の下地となるコミュニケーション能力や望ましい人間関係を構築する能力について測定できる「ほっと」のアンケートを、4月25日、9月26日の年2回実施し、学級や個々の状態像(実態)をつかむ客観的な情報の1つとして活用しています。

児童質問紙に関わって

質問紙は、学校保管になります。児童直筆のもの以外は記入しません。

調査票 1-1 小学校高学年用 (10月実施)  
( )年 ( )組 (名前)

1 あなたは、今年の4月から今日まで、2のア〜クのようなことをされて、嫌な思いをしたことがありますか。  
ア ある

2 1で「ア ある」と答えた人に聞きます。どんなことをされましたか。ア〜クの中から全部選び、○を付けてください。また、クを選んだ人は( )にどんなことをされたか、具体的に書いてください。  
ア 冷やかしかからかい、悪口をいわれる  
イ 仲間はずれや無視をされる  
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする  
エ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする  
オ お金や持ち物をかくされたり、いたずらされたりする  
カ 恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする  
キ メールや無料通話アプリ(SNS等)で悪口を書かれたり、仲間はずれにされたりする  
ク その他( )

3 1で「ア ある」と答えた人に聞きます。あなたは、2のことで、今も嫌な思いをしていますか。  
ア している イ していない

4 あなたは、嫌な思いをした時、誰に相談しますか。ア〜ケの中から選んでください。また、ケを選んだ人は( )に相談する人を具体的に  
ア 学校の先生 イ スクールカウンセラー ウ 友人  
オ 兄弟姉妹 カ 電話相談 キ メールやSNSの相手  
ク だれにも相談しない ケ その他( )

5 あなたは、今年の4月から今日まで、友人が嫌な思いをしているのを見たり聞いたことがありますか。  
ア ある イ ない

6 学校から「子ども相談支援センター電話相談紹介カード」が配られていますか。カードを知っていますか。  
ア 知っている イ 知らない

あなたは、2に書かれていることを含め、苦しんだり、悩んだりして心が傷つく「いじめ」はどんな理由があっても許されないことだと思いますか。  
ア そう思う イ そう思わない ウ よくわからない

自由記述欄 他に何か相談したいことがあれば、自由に書いてください。

5であると答えた児童に対しては、貴重な情報になりうるので詳しく聞いて対応に当たります。

6で知らないと答えた児童に対しては、実物を見せて教えます。

自由記述欄の内容については、後の教育相談で取り上げて、対応に当たります。

1であると答えた児童に対しては具体的な内容を把握し、当事者間に担当が入り話し合いや解決の場を設けます。

3で今も嫌な思いをしていると答えた児童については、いじめ被害対象児童と考えます。  
解決の場を設けつつ、指導の経緯を保護者に伝えます。  
その際、いじめとして保護者が学校へ認知してほしいという回答があれば、市教委に報告し、3か月の観察期間を設けて対応します。

4で誰にも相談しないと答えた児童の中には、「嫌な思いをしていないので相談する必要がない。」と考えて答える児童が多いようです。  
あくまでも嫌な思いをした時の相談であることを伝え、相談先を作ってあげる助言・指導を行います。